

蓮田都市計画地区計画の変更（白岡市決定）

都市計画白岡物流センター地区地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日  
平成30年4月1日

名称		白岡物流センター地区地区計画									
位置		白岡市下大崎字田明、字下端、字星川、字屋敷回の各一部									
面積		約8.7ha									
地区計画の目標		<p>本地区は、白岡市市街地の北西部に位置し、流通機能の向上及び就業機会の確保を目的として、民間開発により、物的流通用地として、造成された地区である。</p> <p>そこで、周辺の環境や景観に配慮されたゆとりある良好な物的流通環境を形成し、保持することを目標とする。</p>									
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	本地区は、物的流通環境の向上を図るとともに、周辺環境への影響を考慮し、敷地内の緑化を推進することにより、地区環境の保全を図る。									
	地区施設の整備の方針	本地区は、既に幹線道路、区画道路、公園、調整池が整備されていることから、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図る。									
	建築物等の整備の方針	良好な物的流通環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行うものとする。									
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<table border="1"> <tr> <td>幹線道路</td> <td>幅員12m</td> <td>1本</td> <td>延長約360m</td> </tr> <tr> <td>区画道路</td> <td>幅員9m</td> <td>2本</td> <td>延長約601m</td> </tr> </table>	幹線道路	幅員12m	1本	延長約360m	区画道路	幅員9m	2本	延長約601m
		幹線道路	幅員12m	1本	延長約360m						
		区画道路	幅員9m	2本	延長約601m						
		公園、緑地	公園	2箇所	約0.3ha						
	その他の公共空地	緑地	2箇所	約0.4ha							
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域並に制限）								
		建築物の敷地面積の最低限度	4,000㎡								
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界又は水路境界までの距離は1.0m以上とする。								
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋外広告物は、自家用のものとし、埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和50年埼玉県規則第53号）別表第2の1の禁止地域における基準に適合させなければならない。								
		垣又はさくの構造の制限	道路、水路沿いに設置する垣又はさくは、生垣又は高さが道路の路面の中心の高さ2m以下の金網、その他これらに類するものとする。 ただし、出入口に設置する門及びそでについては、この限りではない。								
備考											

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

